

平成22年度

道路の維持管理計画（案）

国土交通省 東北地方整備局  
仙台河川国道事務所

## 1. はじめに

国土交通省ではこれまで地域ごとでバラツキのあった維持管理作業について、通行の安全性に支障のないと考えられる範囲で、平成22年度より全国統一の維持管理基準を設定し、運用しています。

上記を踏まえ、仙台河川国道事務所は、以下の「道路の維持管理計画(案)」を策定したところです。

## 2. 適用の範囲

本計画は、仙台河川国道事務所が管理する一般国道及び自動車専用道路(三陸縦貫自動車道、仙台西道路)において、平成22年度に実施する道路の維持管理に関し、その内容を記載したものです。

## 3. 道路維持管理の目的・実施方針

道路の維持管理は、一般の交通に支障を及ぼすことがないように、安全・安心な道路環境を確保するために実施するものです。

仙台河川国道事務所では、これまでもコスト縮減に取り組んできましたが、より一層の工夫をして安全・安心の確保に努めて参ります。また、道路利用者や沿道にお住まいの方々からのご意見を伺いながら、実施内容を検証し、更なる見直しが必要となった場合は、適宜、維持管理計画(案)の見直しを行って参ります。

## 4. 管理路線

仙台河川国道事務所は、国道4号、国道6号、国道45号、国道47号、国道48号、国道108号の総延長約495km(三陸道含む)を8出張所で管理を行っています

管理路線及び範囲

(平成22年4月1日現在)

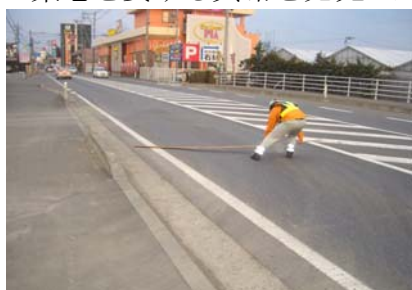


路線名	延長	管理出張所
国道4号	158.9km	岩沼、仙台東、仙台西、古川
国道6号	24.8km	岩沼
国道45号	145.4km	仙台西、仙台東、石巻、気仙沼
国道47号	41.2km	鳴子
国道48号	41.6km	仙台西
国道108号	37.8km	石巻、古川
三陸道	45.3km	三陸道
合計	495.0km	

## 5. 各作業の具体的な方針

### (1) 道路巡回

- ・道路巡回は、道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のために、道路の異常や損傷の把握、路上障害物の発見、排除を行うものです。
- ・道路巡回は、原則として2日に1回実施します。
- ・また、豪雨、地震等の異常気象時や災害発生時においては、道路施設の被災状況や通行の可否等を把握し、適切な措置を講じるため、適宜実施します。
- ・なお、自動車専用道路、自動車専用道路に準ずる構造の道路、道路の存する地域の地形状況、通行の安全確保のため、道路巡回は以下のとおり実施します。
  - ① 三陸縦貫自動車道:1日3回
  - ② 仙台西道路 :1日6回
  - ③ 多車線区間 :1日1回
- ・緊急を要する異常を発見した場合は、速やかに応急措置を実施します。



【落下物の回収】



【路面の応急補修】



【豪雨時の異常箇所確認】

### (2) 清掃

- ・清掃は、道路利用者の安全性の確保、災害の未然防止等を目的として実施するものです。
- ①路面清掃  
路面の清掃は、路肩付近に堆積した土砂や小石、落葉等の堆積物等を除去し、雨水の排水をし易くするために行います。沿道状況に応じて、原則として年に1回実施します。
- ②歩道清掃  
歩道の清掃は、街路樹からの落葉や融雪後に堆積した土砂・小石等を除去するために行います。通学路などで自転車や歩行者の安全性に問題が生じる場合に実施します。
- ③排水構造物清掃  
排水構造物(排水枡や側溝等)清掃は、土砂等の堆積による通水障害を防止するために行います。排水構造物清掃が必要な箇所を限定して、年に1回を目安として実施します。



【路面清掃】



【歩道清掃】



【排水管清掃】

### (3) 除草

- ・ 除草は、法面等の雑草等の繁茂による通行障害の防止や、自動車からの視認性(交差点や出入り口等)を確保するために実施するものです。
- ・ 道路法面の草木の生育状況や、道路状況・沿道状況を確認しながら、除草が必要な箇所を限定して、原則として年に1回実施します。



【除草作業の状況】



【除草前】



【除草後】

### (4) 剪定

- ・ 剪定は、植栽の繁茂により道路標識及び信号機が見えなくなったり、沿道からの車両の出入りの際の見通しが悪いなど通行の安全性を確保するために行うものです。
- ・ 植樹帯及び中央分離帯の植栽について、下記を目安として実施します。
  - ◆高木・中低木 : 3年に1回程度
  - ◆寄植 : 1年に1回程度



【剪定作業の状況】



【剪定前】



【剪定後】

### (5) 応急処理

- ・ 自然災害や交通事故等により道路構造物や附属物に損傷が生じた場合は、道路機能を速やかに回復させることを目的とした応急処理を行います。
- ・ 応急的に道路機能を回復させるための必要かつ適切な復旧作業を必要の都度実施します。



【被災直後】



【応急復旧後】

## (6) 設備点検

- ・設備点検は、道路の機械、電気通信設備(道路照明、道路情報板、道路管理用カメラ、トンネル非常用施設、道路排水設備(ポンプ)など)について、保守・点検・清掃を実施するものです。
- ・設備点検は、法令等に基づき実施します。



【道路情報板の点検状況】



【トンネル非常用施設の点検状況】



【トンネル換気設備の点検状況】

## (7) 除雪

- ・除雪は、冬期の安全で円滑な道路交通確保のため、道路上の降り積もった雪を取り除くために実施します。

### ①車道除雪

新雪除雪は、管理路線全線において、原則として5cm～10cm程度の降雪量に達し、さらに降雪が続くことが予想される場合に実施します。

### ②凍結抑制剤散布

凍結抑制剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に支障を与える影響が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される朝・夕の2回を目安として実施します。



【車道除雪の状況】



【凍結抑制剤の散布状況】



【歩道除雪の状況】

## (8) 橋梁補修・耐震補強

- ・橋梁補修は、橋梁の高齢化や気象条件(雨、風など)、外的要因(大型車交通量など)等による損傷を補修することにより、橋梁の長寿命化を図るとともに、安全で円滑な交通の確保、第三者への被害防止のために実施します。
- ・橋梁の定期点検結果に基づいて、橋梁ごとに次回の点検、補修等の時期を明示した長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修等の対策を実施します。

- ・平成22年度は、147橋の橋梁点検及び19橋の橋梁補修を実施します。

路線名	事業内容	路線名	事業内容
4	新葦神橋 橋梁補修	47	新岩出山橋 橋梁補修
4	上横前橋 橋梁補修	47	小深田1号橋 橋梁補修
4	三本木溝橋(上) 橋梁補修	47	滝の沢橋 橋梁補修
4	三本木大橋 橋梁補修	47	軽沢橋 橋梁補修
4	南部橋 橋梁補修	47	第4号橋 橋梁補修
4	新增田川橋側道橋(上・下) 橋梁補修	48	郷六橋(上・下) 橋梁補修
4	南部橋側道橋(上・下) 橋梁補修	108	落穂江橋 橋梁補修
45	踏切橋 橋梁補修	三陸道	小松3号橋 橋梁補修
45	古川橋 橋梁補修	三陸道	小松4号橋 橋梁補修
45	若宮橋 橋梁補修		



【橋梁点検車による点検】



【鋼材破断】



【当て板補強】

- ・耐震補強は、大規模地震発生時における被害を軽減するとともに、円滑な災害復旧活動を確保するため、橋脚の補強や落橋防止システムの設置等を行うものです。
- ・耐震補強の実施にあたっては、県庁所在地間を結ぶ<sup>\*</sup>緊急輸送道路のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域の橋梁を優先的に実施します。
- ・平成22年度は、2橋の耐震補強を実施します。

路線名	事業内容
45	新飯野川橋 耐震補強
45	歌津大橋 耐震補強



【対策前：橋脚補強】



【対策後：橋脚補強】



【対策前：落橋防止システム】



【対策後：落橋防止システム】

※「緊急輸送道路」とは、大規模な地震が起きた場合において、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧などを広域的に実施するために指定された重要な路線。

(9) トンネル補修

- ・トンネル補修は、通行車両の安全を確保するため、トンネル点検によって発見された変状や損傷等の補修を実施するものです。
- ・トンネル補修は、トンネルごとに次回の点検、補修の時期を明示した補修計画を策定し、変状や損傷が著しく交通の安全性に影響があるものから計画的に実施します。
- ・平成22年度は、3本のトンネル点検を実施します。



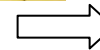
【トンネル点検の状況】



【アーチ部の漏水】



【導水工による補修】



(10) 防災・防雪対策（豪雨・豪雪）

- ・防災対策は、豪雨・豪雪等の異常気象に対する災害未然防止対策として、道路の盛土、法面、擁壁等の補修や、雪崩・地吹雪等に対する施設整備等を実施するものです。
- ・過去の防災総点検等で要対策箇所および防災カルテ箇所に位置づけられた箇所については、原則として年に1回の頻度で防災点検を実施します。
- ・また、防災対策の実施にあたっては、過去の防災点検結果等により、対策が必要と判断された法面・斜面等について、降雨・降雪等による\*異常気象時通行規制区間の有無や通行規制状況、被災履歴、災害発生の危険性等を勘案し、計画的に実施します。
- ・平成22年度は、489箇所の道路防災点検及び7箇所の防災・防雪対策を実施します。

路線名	事業内容	路線名	事業内容
45	歌津地区 防災対策	4	津久茂地区 防雪対策
45	東八幡地区 防災対策	47	下野目地区 防雪対策
48	作並岳山地区1 防災対策	48	作並地区 防雪対策
48	作並岳山地区2 防災対策	*「異常気象時通行規制区間」とは、大雨・台風などの異常気象時に、被害が発生する恐れのある地域において、連続雨量が規制基準に達した場合に通行規制を行う区間。	
48	作並岳山地区3 防災対策		
48	作並岳山地区4 防災対策		
48	作並岳山地区5 防災対策		



【防災点検及び  
モルタル法面の剥落状況】



【法枠工施工中】



【法枠工による法面保護】



## 6. 道路の異状発見時の連絡先等

### (1) 道路緊急ダイヤル（通話料無料，24時間受付）

- ・道路の異状を発見した場合、直接、道路管理者に緊急通報するダイヤルです。

**#9910**



### (2) 道の相談室

- ・「道の相談室」は、幅広く道に関する相談を受け、いただいたご意見・苦情等に速やかに対応するための窓口です。

**0120-106-497 (フリーダイヤル：道路、良くなれ！)**

michiq-a@thr.mlit.go.jp (電子メール受付)

### (3) 「仙台河川国道事務所」のホームページ

- ・路面の状況など、ライブカメラで確認することができます。ドライブの計画に、お出かけ前にチェックすると便利です。

◆仙台河川国道事務所：<http://www.thr.mlit.go.jp/sendai/>

◆「東北の道路」の総合情報サイト：

<http://www.thr.mlit.go.jp/road/koutsu/index.html>

### (4) ケータイ版「東北・みち情報」

- ・道路に関するいろいろな情報が携帯でも見られます。

ドコモ <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/i/>

a u <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/ez/>

ソフトバンク <http://keitai.thr.mlit.go.jp/road/v/>

